



納める人

所得税の納税義務者は個人ですが、法人も納税義務者になることがあります。

日本に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（居住者といいます。）、居住者以外の個人（非居住者といいます。）、内国法人、外国法人等のいずれかであるかによって、所得税のかかる範囲、納税方法が異なります。



納める額

$$\text{税 額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税 率} - \text{税額控除額} - \text{定額減税額}$$

(注1) 退職所得、山林所得、譲渡所得のうち土地・株式等の譲渡等分離課税となるもの及び利子・配当所得のうち分離課税を選択した場合などは、それぞれ上記の計算方法とは異なります。

(注2) なお、平成25年から令和19年までの各年分については、それぞれの年分の基準所得税額の2.1%を「復興特別所得税」として、所得税と併せて申告・納付することになります。

(注3) 令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなります。

1 所得の種類と計算方法

種 類	内 容	計 算 方 法
利 子 所 得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－株式などを取得するための負債の利子
不 動 産 所 得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給などの所得	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ 「特定役員退職手当等」については、1/2を乗じません。
山 林 所 得	山林を売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得	土地、株式、金地金などを売った場合の所得	総収入金額等－売却した資産の取得費・譲渡費用－特別控除額（注）
一 時 所 得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	$(\text{総収入} - \text{収入を得るために特別に支出した費用} - \text{特別控除額}) \times \frac{1}{2}$
雑 所 得	恩給、年金などの所得	収入金額－公的年金等控除額
	営業でない貸金の利子など、上記各所得にあてはまらない所得	総収入金額－必要経費

(注) 譲渡所得の特別控除には要件があります。

2 所得控除（令和2年分以後）

控除の種類	控 除 の 内 容
雑 損 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族（所得金額が48万円以下の人）の有する住宅や家財を含む生活に通常必要な資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や、これらに関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる控除です。
医 療 費 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合に受けられる控除です。控除額は最高200万円です。
社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料を支払ったり、あなたの給与や年金などから差し引かれた保険料がある場合に受けられる控除です。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金などを支払った場合に受けられる控除です。
生命保険料控除	生命保険や介護医療保険及び個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高12万円です。なお、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。
地震保険料控除	特定の損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合に受けられる控除です。控除額は最高5万円です。
寄 附 金 控 除	国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、特定の寄附金（2千円超）を支出した場合に受けられる控除です。
障 害 者 控 除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合に受けられる控除です。控除額は1人につき、障害者が27万円、特別障害者が40万円、同居特別障害者が75万円です。
ひとり親控除	あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親（婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一とする子を有する単身者）である場合に受けられる控除です。控除額は35万円です。
寡 婦 控 除	あなたのその年における合計所得金額が500万円以下であり、ひとり親に該当しない寡婦（夫と死別又は離婚し、その後婚姻をしていない者などで一定の要件に該当する者）である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。
勤 労 学 生 控 除	あなたが勤労学生である場合に受けられる控除です。控除額は27万円です。
配 偶 者 控 除	あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、控除対象配偶者（本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者で、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない者、又は白色申告者の事業専従者でない者）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、本人の合計所得金額、及び控除対象配偶者の年齢に応じ、一般の控除対象配偶者（70歳未満）が13万円から最高38万円、老人控除対象配偶者（70歳以上）が16万円から最高48万円です。
配偶者特別控除	あなたのその年における合計所得金額が1,000万円以下であり、配偶者の年間の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は、あなた及び配偶者の合計所得金額に応じ、1万円から最高38万円です。
扶 養 控 除	あなたに控除対象扶養親族（16歳以上）がいる場合に受けられる控除です。控除額は、1人当たり、一般の控除対象扶養親族が38万円、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）が63万円、老人扶養親族（70歳以上）のうち同居老親等が58万円、同居老親等以外の者が48万円です。 なお、扶養親族とは、本人と生計を一にしている、年間の合計所得金額が48万円以下の配偶者以外の親族（青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている者、又は白色申告者の事業専従者を除きます。）等をいいます。
基 礎 控 除	あなたのその年における合計所得金額が2,500万円以下である場合に受けられる控除です。控除額は16万円から最高48万円です。

※ 各種控除の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

3 税率（平成27年分以後）

課税される所得金額	税 率	控 除 額	
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

（具体例）

課税される所得金額が7,000,000円の場合
 $7,000,000円 \times 0.23 - 636,000円 = 974,000円$

4 税額控除（主なもの）

- (1) 配当控除
株式の配当などの配当所得がある場合（一定の場合を除く。）
- (2) （特定増改築等）住宅借入金等特別控除
借入金等を利用して住宅を取得又は増改築等をした場合で一定の要件を満たす場合
- (3) 住宅耐震改修特別控除
家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合
- (4) 認定住宅等新築等特別税額控除
認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等を購入した場合で一定の要件を満たす場合
- (5) 外国税額控除
外国で所得税に相当する税を納付した場合等

5 定額減税

令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなります。

定額減税の対象となる方

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下（注）である方）です。（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

定額減税の実施方法

特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

1 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限ります。）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

2 公的年金等の受給者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）により調整することとなります。

また、確定申告による調整に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。

3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

また、予定納税の額からの特別控除の額に相当する金額の控除に関する諸手続のほか、確定申告による調整に関する手続については、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。



申告と納税

原則として、ご自身で1月1日から12月31日までの1年間の所得金額に対する税額を計算して、翌年2月16日から3月15日までに申告の際の住所地を所轄する税務署に確定申告をし、税金を納めます。
給与所得者及び公的年金の受給者で、一定の者は確定申告の必要はありません。



納める人

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人や人格のない社団等も含む。）



納める額

$$\text{税額} = \text{所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

(注) 所得金額とは、各事業年度の「益金の額」（資産の売却等の収益額）から「損金の額」（売上原価等の原価の額、販売費等の費用及び損失の額）を差し引いて算出したものです。



税率

1 各事業年度の所得に対する税率

平成31年4月1日以後開始事業年度

区 分		普通法人		協 同 組 合 等	公 益 法 人 等	人 格 の な い 社 団 等
		中小法人以外	中小法人(注1)			
一 般 の 所 得 金 額	年 800 万円以下	23.2%	15% (19%注2)	15%	15%	15%
	年 800 万円超		23.2%	19%	19% (23.2%注3)	23.2%

特定の医療法人や（特定の）協同組合等には適用する税率に特例があります。

(注1) 中小法人：普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等との間に完全支配関係がある普通法人は中小法人から除かれます。

(注2) 事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等

(注3) 公益社団法人、公益財団法人、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人及び公益法人等とみなされる法人

2 地方法人税

課税標準法人税額 × 10.3%

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。



申告と納税

1 確定申告

原則として、各事業年度の終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。

2 中間申告

事業年度が6か月を超える法人で、中間納付額が10万円を超える場合は、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に所轄の税務署に中間申告し、納付します。



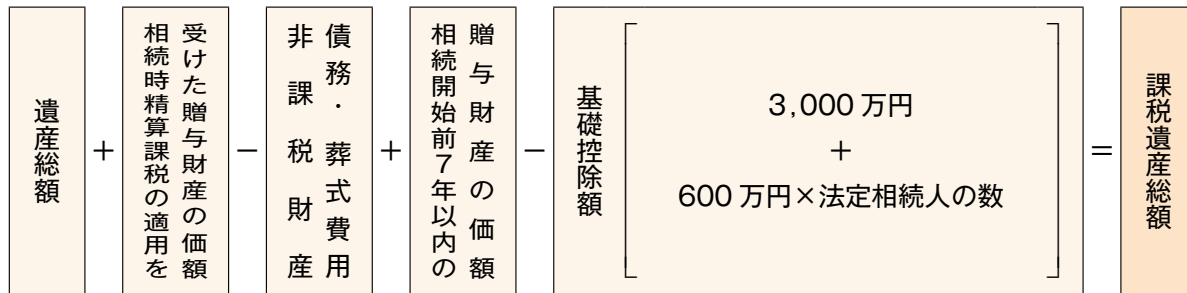
納める人

- 1 相続や遺贈（遺言による財産処分）により財産を取得した人
- 2 贈与による相続時精算課税の適用を受けた財産を取得した人



納める額

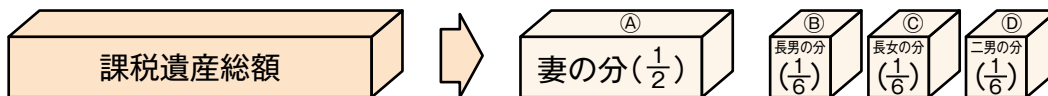
1 課税遺産総額



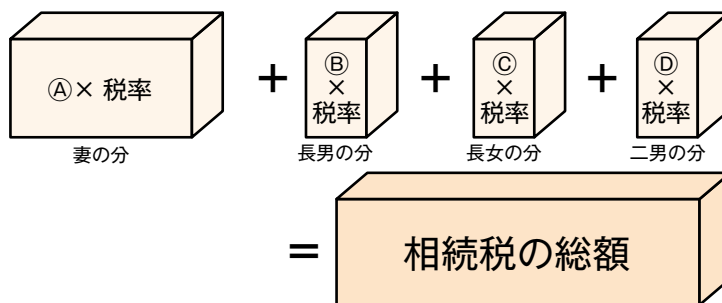
- (注1) 相続開始前7年以内の贈与財産の価額には、相続時精算課税の適用を受けた財産の価額は含まれません。
 (注2) 相続開始前7年以内の贈与財産の価額の内、相続開始前3年以内に取得した贈与財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が加算されます。

2 税額の計算

- (1) 前記の課税遺産総額を法定相続分に応じて分ける。



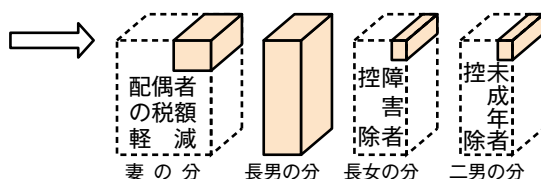
- (2) それぞれに税率を乗じて税額を合計する。



- (3) 相続税の総額を実際に取得した正味の遺産額の割合であん分する。
 (4) 相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む。）及び配偶者以外の人である場合はその人の相続税額に2割を加算する。

なお、いわゆる孫養子など被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者（代襲相続人を除く。）は、この場合の一親等の血族には含まれず、2割加算の対象となります。

- (5) 相続した各人の税額から各種の税額控除を行い、納付税額を算出する。



3 税率（相続税の速算表）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	－
3,000万円 以下	15%	50万円
5,000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
2億円 以下	40%	1,700万円
3億円 以下	45%	2,700万円
6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超	55%	7,200万円



申告と納税

相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告書を提出し、申告書の提出期限までに、申告した税額を納付します。



相続税の軽減

1 暦年課税に係る贈与税額控除

遺産額に加算された「相続開始前7年以内の贈与財産」の価額に対する贈与税額のうち、一定の金額が控除されます。

2 配偶者の税額の軽減

配偶者が相続した財産のうち、法定相続分相当額又は1億6000万円（いずれか高い方）までは、配偶者の税額が軽減（控除）されます（申告が必要）。

3 未成年者控除

財産を相続した人が未成年者であるときは、満18歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除されます。

4 障害者控除

財産を相続した人が障害者であるときは、満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者については20万円）が控除されます。

5 相次相続控除

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続によって財産を取得していた場合には、その被相続人から相続（被相続人から相続人に対する遺贈を含みます。）によって財産を取得した人の相続税額から、相次相続控除として一定の金額が差し引かれます。

6 相続時精算課税に係る贈与税額控除

遺産総額に加算された相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額に対する贈与税額が控除されます。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告することにより還付を受けることができます。



納める人

贈与により財産を取得した人



納める額

1 相続時精算課税制度に該当しない場合又は選択しない場合

$$\text{税額} = \left[\text{贈与財産の価額} - \text{配偶者控除額} - \text{基礎控除額} \right] \times \text{税率}$$

(注1) 基礎控除額…110万円

(注2) 配偶者控除額…婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与について一定の要件を満たせば最高2,000万円(申告が必要)

(注3) 税率(贈与税の速算表)

◎ 右以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	-
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,500万円 以下	45%	175万円
3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

◎ 1月1日現在で18歳以上で直系尊属から贈与を受けた方

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	-
400万円 以下	15%	10万円
600万円 以下	20%	30万円
1,000万円 以下	30%	90万円
1,500万円 以下	40%	190万円
3,000万円 以下	45%	265万円
4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

○この速算表の使用方法

$$\text{税額} = \text{基礎控除後の課税価格} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

2 相続時精算課税制度を選択する場合

60歳以上の直系尊属から1月1日現在で18歳以上の子又は孫が財産の贈与を受けた場合には、その贈与者ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

$$\text{税額} = \left[\text{贈与財産の価額} - \text{基礎控除額} - \text{特別控除額} \right] \times \text{税率(20\%)}$$

(注1) 基礎控除額110万円

(注2) 特別控除額2,500万円

前年までに特別控除を使用している場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。

(注3) 贈与者が亡くなった時に、相続財産(遺産総額)の価額と相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額(基礎控除額を控除した後の金額)を合計して相続税の課税対象となる課税遺産総額を計算します。

その際、既に支払った贈与税額がある場合には、相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は申告することにより還付されます。

(注4) 相続時精算課税を選択しようとする場合には、贈与税の申告期限内に「相続時精算課税選択届出書」及び戸籍謄本など一定の書類を添付して申告書を提出しなければなりません。

なお、贈与財産の価額が基礎控除額を下回る場合には、申告書の提出は要しませんが、「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。



申告と納税

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署に申告し、納税します。



納める人

1 国内取引

国内において対価を得て課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人

2 輸入取引

外国貨物（課税貨物）を保税地域から引き取る者

【消費税の納税義務】

(1) 原則

消費税の納税義務者は、原則として、その課税期間の基準期間（※1）の課税売上高が1,000万円を超える事業者（課税事業者）です。また、その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、納税義務が免除され、免税事業者となります。

(2) 特定期間（※2）における課税売上高による特例

基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間にかかる課税売上高が1,000万円を超えた場合、当該課税期間から課税事業者となります。なお、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

(3) 新設法人の特例

基準期間のない法人であっても、事業年度開始の日における資本金が1,000万円以上である新設法人は、基準期間のない事業年度においては納税義務が免除されません。

(4) 調整対象固定資産を取得した場合の特例

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において調整対象固定資産（※3）の課税仕入れをした場合には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者になることができません。

また、その調整対象固定資産の課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることもできません。

① 選択課税事業者となった課税期間の初日から2年間を経過する日までの間に開始した各課税期間

② 新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間

(5) 高額特定資産を取得した場合の特例

事業者が課税事業者である課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます）において、平成28年4月1日以後に高額特定資産（※4）の仕入れ等をした場合（※5）には、その課税仕入れをした課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者となることはできません。

また、高額特定資産の仕入れ等をした課税期間の初日から原則として3年間は簡易課税制度の適用を受けることができません。

※1 基準期間とは、個人事業者の場合は前々年、事業年度が1年である法人の場合は前々事業年度のことをいいます。

※2 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいい、法人の場合は、原則としてその前の事業年度開始の日以後6カ月の期間をいいます。

※3 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で税抜価格が100万円以上のものです。

※4 高額特定資産とは、税抜価格が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産です。

※5 平成27年12月31日までに締結した契約に基づき、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れをした場合には、この特例は適用されません。

3 国境を越えた役務の提供

電気通信回線（インターネット等）を介して国内の事業者・消費者に対して行われる電子書籍・音楽・広告の配信等の役務の提供（「電気通信利用役務の提供」）については、国外から行われるものも、国内取引として消費税が課税されることとされています。

国外事業者が行う「電気通信利用役務の提供」のうち、「事業者向け電気通信利用役務の提供」（例：「広告の配信」等）については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されています。消費者向けの取引については、国外事業者が申告納税を行うこととされています。



納める額

1 税率

区分	適用時期	令和元年10月1日から	
	令和元年 9月30日まで	標準税率	軽減税率
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%	2.2%	1.76%
合計	8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率の対象となる品目

- 1 飲食物品：食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 2 新聞：一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

2 一般課税（原則）

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税仕入高} \times \text{税率}$$

3 簡易課税制度

基準期間の課税売上高（税抜き）が5,000万円以下の課税事業者は届出により簡易な計算方法を選択することができます。

$$\text{税額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} - \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税率} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第1種事業	卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業）	90%
第2種事業	小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）、農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業）	80%
第3種事業	農業・林業・漁業（飲食物品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第4種事業	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業、第6種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第5種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注） （第1種事業から第3種事業までに該当しないもの）	50%
第6種事業	不動産業	40%

（注） 飲食サービス業に該当する事業を除く

4 非課税取引

土地の譲渡及び貸付け（注）、社債・株式・商品券等の譲渡、利子、保険料、住民票交付等の行政手数料、社会保険医療、社会福祉事業、埋葬料、火葬料などといった取引については、消費税は課税されません。

（注）土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合を除きます（消法別表第一、消令8）。



申告と納税

1 確定申告

原則として、課税期間の末日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。また、個人事業者は課税期間の翌年3月末日までに申告し、納付します。

2 中間申告

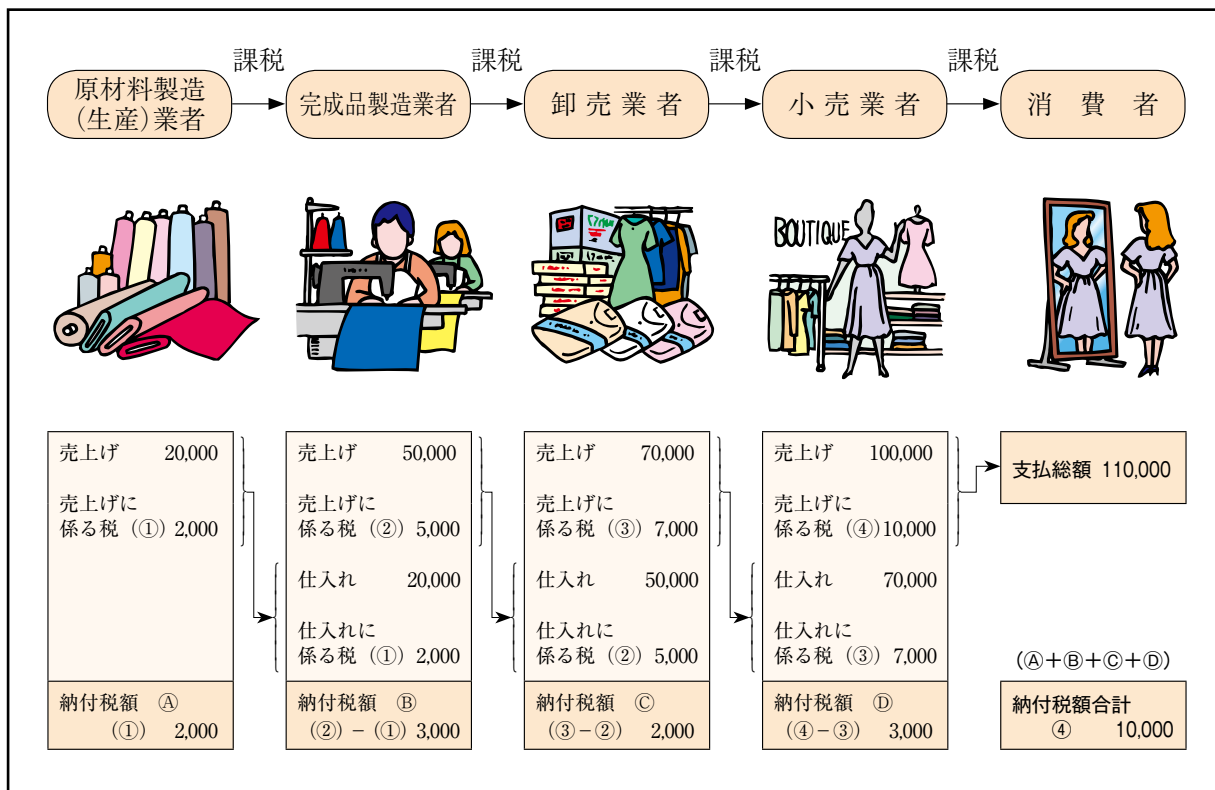
中間申告は直前の課税期間の確定消費税額に応じて、次のようになります。

直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告の回数 (中間申告対象期間)	中間申告額
48万円以下	中間申告不要 (任意に中間申告書 (年1回) を提出する旨を記載した届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。)	
48万円超 400万円以下	年1回 (6か月)	直前の課税期間の確定消費税額の2分の1
400万円超 4,800万円以下	年3回 (3か月)	直前の課税期間の確定消費税額の4分の1
4,800万円超	年11回 (1か月)	直前の課税期間の確定消費税額の12分の1

なお、各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。

消費税及び地方消費税の課税の概念図



消費税と地方消費税を合わせた税率 (10%) で計算しています。 (単位: 円)